

北上市告示甲第20号

北上市営住宅使用料納入促進等要綱（平成27年北上市告示甲第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月24日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法的手続 民事調停法（昭和26年法律第222号）に規定する調停の申立て、民事訴訟法（平成8年法律第109号）<u>第133条第1項</u>に規定する訴えの提起及び同法第275条の訴え提起前の和解（以下「即決和解」という。）をいう。</p> <p>(訴えの提起)</p> <p>第9 市長は、第8の民事調停が成立しない場合は、民事訴訟法<u>第133条第1項</u>の規定により、訴えを提起するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法的手続 民事調停法（昭和26年法律第222号）に規定する調停の申立て、民事訴訟法（平成8年法律第109号）<u>第134条第1項</u>に規定する訴えの提起及び同法第275条の訴え提起前の和解（以下「即決和解」という。）をいう。</p> <p>(訴えの提起)</p> <p>第9 市長は、第8の民事調停が成立しない場合は、民事訴訟法<u>第134条第1項</u>の規定により、訴えを提起するものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	